

国民健康保険・長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の減額認定証の更新について

国民健康保険（国保）・長寿医療制度で医療を受けている方が、入院して次の条件に該当した場合、申請すると国保被保険者には「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」または「国民健康保険限度額適用認定証」が、長寿医療制度被保険者には「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

対象（入院している方のうち、次の要件に該当する方）

■国保被保険者

- ①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証＝世帯主および国保被保険者全員の、今年度の市・県民税が非課税
- ②国民健康保険限度額適用認定証＝世帯主および国保被保険者全員の、今年度の市・県民税が課税されていて、入院した本人が70歳未満

■長寿医療制度被保険者

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証＝世帯全員の今年度の市・県民税が非課税

これにより、医療機関の窓口で支払う一部負担金と食事代（国民健康保険限度額適用認定証を持っている方は一部負担金のみ）が減額されます。

すでに減額認定証の交付を受けていて、今年度も減額認定の対象となる方には、7月下旬に更新のお知らせをお送りしています。入院の際に、手続きをしてください。

また、所得に応じて減額区分が異なりますので、所得の申告を必ずしてください。

問い合わせ…国民健康保険について＝国民健康保険課・TEL224-5833

長寿医療制度について＝医療助成課・TEL224-5842

国民年金基金は国民年金に上積みする制度です

国民年金基金に加入すると、老齢基礎年金に上積みした年金が受けられます。

国民年金基金は、厚生労働

大臣の認可を受けた公的な法人です。設立から運営までを厚生労働省が指導・監督しています。また、掛金は全額社会保険料控除を、受け取る年金については公的年金等控除を受けることができます。

●加入できる方

二十歳以上六十歳未満の、日本国内に居住する国民年金第一号被保険者（自営業者など）です。

*国民年金保険料を全額免除・一部免除されている方、国民年金任意被保険者、農業者年金基金加入者は、加入で

きません。

●加入のしかた

埼玉県国民年金基金に、「国民年金基金加入申出書」を提出（郵送可）。

*いったん加入すると、個人の都合で任意に脱退することはできません。また、脱退時に、掛金は戻りません。

●掛金について

加入した年金の型・口数・加入・増口時の年齢によって決まります。掛金は、指定の銀行またはゆうちょ銀行の口座から自動的に引き落とされます。

●国民年金との関係

国民年金基金に加入している方は、国民年金の付加年金の保険料を納めることはできません。また、国民年金が未納となった場合、その期間に対する基金の年金や遺族一時金は支給されません。

資料の請求・加入の申し込みは、埼玉県国民年金基金（〒330-0064さいたま市浦和区岸町七丁目一、二・TEL0120-654192）にお尋ねください。

問い合わせ：市民課国民年金担当・TEL224-5764

広報川越の個人情報 の取り扱いについて お知らせ

現在、広報川越は市のホームページでも見ることができません。広報紙に掲載した個人名・電話番号・写真など、個人を特定できる情報についても、そのまま市のホームページに掲載していません。

また、広報川越に掲載する写真については、二十五日発行の広報に掲載している「ちっちゃな笑顔」と担当課から提供された物を除き、腕章をした広報担当職員が取材・撮影をしています。

広報担当職員が撮影した写真は広報川越のほか、川越を紹介する刊行物などに掲載される場合があります。

市民の皆さんの、ご理解とご協力をお願いします。



この腕章が目印です

問い合わせ：広報室

TEL224-5495

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の見直しなどの内容についてお知らせします

国で行われていた、見直しなどの内容についてお知らせします。

●新たな診療報酬（医療）について

4月から始まった長寿医療制度では、後期高齢者担当医（後期高齢者診療料）の創設を中心とした新たな診療報酬が設けられました。後期高齢者診療料は、糖尿病などの慢性疾患がある方が後期高齢者担当医を選ぶと、1か月6,000円の診療報酬（患者負担は1割負担の場合、1か月600円）で、後期高齢者担当医による検査・処置などを受けられるものです。また、後期高齢者担当医を選ぶことなく、従来どおりの診療を受けることもできます。

長寿医療制度の診療報酬については、終末期相談支援料の凍結や、後期高齢者診療料の取り扱いについて、見直しが進められています。

●低所得層の保険料の軽減割合を拡大します

7月10日付けで納入通知書を郵送し、平成20年度の保険料額をお知らせしました。そのうち、次に該当する方は保険料がさらに減額されることになりました。該当する方には、減額後の保険料納入通知書を8月中旬に再度送付します。

対象

- ①保険料の均等割額が7割軽減されている方（世帯内の被保険者＋世帯主の所得が33万円以下）＝納入通知書の「軽減額」が、29,780円と表示されている方→保険料の均等割額を7割軽減（年額12,750円）から、「8.5割軽減（年額6,300円）」に減額します
- ②平成19年中の所得が91万円以下＝納入通知書の「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方→保険料の所得割額を「5割軽減」します

●保険料の支払い方法を変更できます

10月から保険料の特別徴収（年金からの天引き）が予定されている方で、次のいずれかの要件に該当する方は、納付方法を特別徴収から普通徴収（口座振替のみ）に変更することができます。

対象

- ①国民健康保険税を、世帯主として過去2年間滞納なく納めていた被保険者（本人名義の口座でのみ、振り替え可）
- ②年金収入が180万円未満の被保険者（同じ世帯の世帯主または配偶者の口座でのみ、振り替え可）

手続き方法

変更を希望する方は、納入通知書に同封されている「川越市後期高齢者医療保険料口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」・被保険者証・金融機関の口座がわかる物・金融機関届け出印を持参のうえ、医療助成課（本庁舎2階）・出張所・連絡所で「保険料納付方法変更申出書」に記入し、手続きしてください。

9月25日（休）までに申請すると、12月の年金から天引きが中止できる予定です（10月の年金からの天引きは中止できません）。郵送での申請を希望する場合は、お尋ねください。

*所得税、市・県民税における保険料の社会保険料控除について

保険料は、支払った方の社会保険料控除となります。特別徴収（年金からの天引き）の場合は被保険者本人、口座振替にした場合は口座名義の方の社会保険料控除として申告できます。このことにより、所得税、市・県民税の額が変わる場合があります。

問い合わせ…医療助成課・TEL224-5842

固定資産税などを減免します

私道の固定資産税などの減免

私道に課税された固定資産税などは、所有者の申請により減免される場合があります。

す。対象となるのは、公衆用道路と同じように利用されている、面積が明確な私道です。なお、個人が公道との出入りに利用する道路などは対象外です。

詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ：資産税課土地担当・TEL224-5645

住宅の基礎上げなどに融資します

市では、「川越市浸水低地

住宅改良資金融資制度」を設けています。降雨などにより、浸水のおそれがある市内の住宅を改良する市内在住の方に、必要な資金を融資します。

対象工事：低地にある住宅の

土盛りや基礎上げ工事
利率：年3・0%
融資限度額：四百万円
融資期間：十五年以内
問い合わせ：防災危機管理課
TEL224-5554